田園都市青葉・気候市民会議からの提案

2024年6月

田園都市青葉·気候市民会議

記念写真



2024 年 5 月 19 日「田園都市青葉・気候市民会議」を終えて 参加市民、主催者、専門家、ファシリテーター、事務局スタッフ等集合写真

目 次

| I.はじめに | 1 |
|-----------------------|----|
| | |
| | |
| Ⅱ.田園都市青葉・気候市民会議からの提案 | 2 |
| A. 移動分野における提案 | 3 |
| B. 住まいとエネルギー分野における提案 | 7 |
| C. 消費とライフスタイル分野における提案 | 11 |
| D. 知識・情報分野における提案 | 14 |
| | |
| | |
| Ⅲ. 田園都市青葉・気候市民会議の概要 | 16 |

I. はじめに

昨年、グテーレス国連事務総長は、「地球温暖化の時代は終わりを告げ、地球沸騰化の時代が到来した」と 国際社会に警告を発しました。これは脱炭素社会への転換は不可避であり、今すぐに行動を起こさないと手遅 れになるとの強いメッセージです。この地球的規模で進行する気候変動問題と私たちの足元の日常的な取組 みとをつなげ、地域から脱炭素社会へと転換していくことが求められています。

「田園都市青葉・気候市民会議」は、無作為に抽出され、かつ年齢、性別、居住地等が青葉区の縮図になるように選ばれた51名の市民によって、2023年11月から24年5月までの半年間開催されました。この市民会議による議論の結晶を、ここに「田園都市青葉・気候市民会議からの提案」として公表いたします。

市民会議において、市民の皆さまは、様々な分野の専門家や地域で活動を展開されている方々からの情報提供やアドバイスに耳を傾けながら、「脱炭素社会あおば」をイメージし、その実現のために自分たちが取組んでいくべき「行動の変容」についてまず議論しました。そして、一人ひとりの行動変容を実現するため、地域の中の事業者、地域組織・団体に求められる取組みや、行政に期待する施策についても検討しました。

今回公表いたします市民提案は、市民ならではの日常性から出発しながらも、脱炭素社会実現への本質的で核心を突いた豊かな提案としてまとめることができたと思います。

この市民提案は、広く社会に発信し、様々な団体・組織、企業の皆さまの取組みにも活用していただきたいと考えています。しかし、何よりも重要なことは、市民・地域社会が青葉区での具体的なアクションにつなげていくことです。

脱炭素に向けた地域のプランを作り行動を起こすには、「冷静で明晰な頭脳」とともに、「温かい人間性」と「他人を思いやる温かい心」が大切です。そのためには多様な分野の専門家と、地元の行政や企業、民間団体との連携を深めることが重要になります。

子どもや大人にとって住みやすく、夢のある、みんながより幸せにかつ安全に暮らせて、温室効果ガスの排出がより少ない青葉区づくりをめざすために、一人でも多くの皆さまがこの市民提案の具体化・フォローアップの活動の場に結集されますことを願います。

おしまいに、「田園都市青葉・気候市民会議」の場を設けていただいた神奈川県、会議場の提供・運営にご支援いただいた横浜市・青葉区、そして、情報提供・アドバイスいただいた専門家の皆さま、議論の活性化にご尽力されたファシリテーターの皆さまはもとより、お忙しい中、最後まで気候市民会議にご参加いただいた市民の皆さま、そして会議運営を担った横浜市地球温暖化対策推進協議会及び一般社団法人環境政策対話研究所、そして事務局スタッフの皆さまにこの場をお借りして心から感謝申し上げます。

2024年6月

「田園都市青葉·気候市民会議」運営委員会 委員一同

Ⅱ.田園都市青葉・気候市民会議からの提案

参加市民は、2023 年 11 月から 2024 年 5 月にかけて全 5 回の会議を通して、脱炭素社会の実現の必要性やそのためにどのような変化が求められているのかを学び、市民及び地域の主体や行政に求められる取組みや施策を「移動」、「住まいとエネルギー」、「消費とライフスタイル」の 3 つのテーマに分かれて話し合いました。そして、市民の行動変容につなげていく上での重要な切り口として「知識・情報」を追加し、この 4 つの分野について議論を深め、その結果を市民提案としてまとめました。

そして、第 5 回の会議終了後、市民提案最終案 135 件に対して自身がどれくらいその提案を支持しているかを意思表明する投票を行いました。(評価スケールは「7.推進すべき~1.推進すべきでない」の7 段階)

ここに掲載している提案は、投票の結果、肯定的回答が過半数を超えたものです。各テーマの後ろに投票結果を示すとともに、過半数に満たなかった提案についても参考として紹介しています。

A. 移動分野における提案

1. 公共交通のネットワークが充実し利用しやすいまち

a)鉄道・バスの利用の促進

- 1) 市民は、公共交通利用を一層進め、市と公共交通事業者は、バスの利便性を高める。利便性の向上に向け、市民は、路線や停留所のニーズを表明し、市・区は調査の実施と公共交通事業者への調整を働きかけ、公共交通事業者は改善を検討する。
- 2) 公共交通事業者は、より利用してもらえるように、ルートマップや時刻表の配布、アプリの使い方など情報提供を実施する。
- 3)公共交通事業者は、ノンステップバスなどを増やし、高齢者など幅広い市民のバス利用 を促進する。
- 4) 公共交通事業者は、バス利用者に対してポイント付与などインセンティブを与える。
- 5) 交通事業者は、任意の場所で乗り降り可能なデマンドバスの走行を促進する。
- 6) 市民は、時差通勤を行い、公共交通事業者は、運賃・定期の割引、ポイント付与など時 差通勤を奨励するための工夫を行う。事業者は、従業員が時差通勤を利用できる環境を 整える。
- 7)幼稚園は、他の幼稚園や交通事業者と連携して送迎バスを運行する。
- 8) 塾などは、子どもの送迎による車の集中を回避するため交通事業者と連携して送迎バス を運行する。
- 9) 市と公共交通事業者は、延伸される地下鉄と他の交通・移動手段との連携を図る。
- 10) 公共交通事業者は、運転手不足対応のため、自動運転を導入する。

b)コミュニティバスの運行

- 11)市民は、関係者とのコミュニティバス網づくりに参画し、スーパーマーケット、病院など生活拠点をつなぐコミュニティバスの路線など、利便性の高いルートの開発に寄与する。
- 12) 生活者としての市民、地域主体、事業者、交通事業者、市・区は、必要に応じて協働 し、コミュニティバスの安定した経営を実現する。

c)脱炭素に向けたタクシーへの対応

- 13) タクシー会社は、タクシーの EV 化を進める。
- 14) 国・県は、ライドシェアを促進する。
- I5) 市とタクシー会社は、EV タクシー使用促進のため高齢者に EV タクシー券を配布する。

2. 交通手段が脱炭素化しているまち

- a) 自家用車、カーシェアリングサービスの車の脱炭素化
 - 16) 市民は自家用車の購入や買い替えをしようとする際には、EV など脱炭素車の購入を積極的に検討する。

17) 脱炭素車の個人使用の促進や、脱炭素車のカーシェアリングサービスの普及拡大のため、事業者は、これらにおいてサブスク(定額払い)を提供する。

b) 公共交通の脱炭素化

18) 公共交通事業者は、自動車メーカーの連携などにより、バスなどの公共交通の脱炭素化 を進める。

c)脱炭素の車普及のインフラ整備(充電設備)

- 19) 事業者、市・区は、市民の要望に応え、充電スポットを設置し、また、広域的に均衡が とれた形で充電スポットが配置されるようにする。
- 20) 県・市は、集合住宅を含む個人住宅における EV 充電施設の設置が促進されるよう施策 を進め、事業者の充電スポット設置のための助成措置を進める。

3. 徒歩・自転車での移動が便利なまち

a) 徒歩や自転車の推奨

- 21) 市民は、徒歩や自転車での移動を積極的に行う。
- 22) 市・区やスーパーなどの事業者は駐輪場を無料で利用できるようにする。
- 23) 市・区は、青葉区は坂道が多いので、電動自転車の購入に対する補助を行う。
- 24) 市民は、サイクリングやウォーキングのルートを、市や関連業者と連携して作成し共有 する(抜け道散策マップなど)。
- 25) 市民は、ウォーキングスタンプラリーなどで歩行を奨励する(ダイエット効果×健康寿命を延ばす×脱炭素効果)。
- 26) 事業者や商店街は、ポイント付与など自動車以外の交通手段を利用する人がプラスになるサービスを行う。
- 27) 市・区は、自転車の交通ルール、駐輪場、シェアサイクルの事業者別の利用ルール・料金など利便性に関する講習会を行い、自転車利用を推奨する。

b) 歩行や自転車での移動が便利なまちづくり

- 28) 市・区や道路管理者は自転車専用レーンを設置し、歩行専用道を整備し、最新の整備状況をわかりやすく市民に示す。
- 29)市・区や道路管理者は、段差や歩道の傾斜をなくす、手すり、スロープやエレベーターなどを適所に設置するなど、歩行しやすいまちづくりを行う。
- 30) 市・区や道路管理者は、通行路に日陰ができるように樹木を管理する(暑さ緩和のため)。
- 31) 事業者、市・区は、駐輪場を増やす。
- 32) 交通事業者は、自転車をもって電車・バスに乗り込むことができるようにする。
- 33) 国道246号線の道路管理者(国土交通省)は、街の分断を避けるように自動車道路の立体交差や地下化を促進する。

c)シェアサイクルの普及

- 34) 事業者は、シェアサイクルの台数・種類(子ども乗車、高齢者用など)を増やす。
- 35) 事業者は、シェアサイクルのスポットを増設する。バスや電車への乗り換えのしにくい場所等に重点を置く。
- 36) 事業者は、シェアサイクルの日払い・月払いサービスを拡充し、また、シェアサイクル サービスの事業者間の相互利用の促進を図る(決済・サイクルポート等)。

4. 効率的で利便性の良いまち

a) コンパクトなまちづくりの推進

- 37) 市民は、アイデアの提供など、市・区と協働して移動を極力少なくするまちづくりに参画する。
- 38) 市・区は、コンパクトなまちづくりに向け、駅を中心とし、病院や役所の集約に努める。
- 39) 市・区は、ブルーラインの新駅周辺をコンパクトシティの「生活拠点」とし、青葉区の モデルケースとする。
- 40) 市・区は、駅から離れた地区に店舗やコミュニティ施設の整備を行う。その際に空き家をコミュニティ施設に活用する。

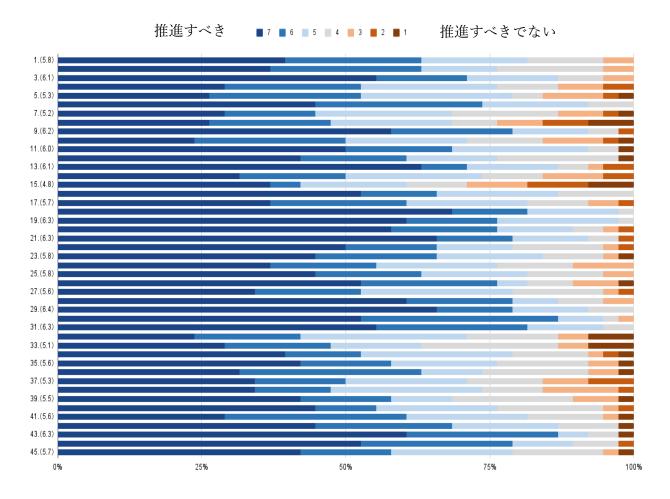
b) 個人の移動を減らす生活の工夫

- 41) 事業者は、移動型店舗を増やす。市・区は移動型店舗のために公共の場所の利用を許可 する。
- 42) 事業者は、買い物弱者にやさしいサービス(ネットスーパーの電話注文、買い物タブレットでの購入、アプリの利用など)を提供する。
- 43) 市役所・区役所は、更なる行政サービスの IT 化を進め、市民の移動を伴うような手続きを削減する。

c)モノの配送回数を減らす買い物の工夫

- 44) 市民は、宅配ボックスを設置したり、置き配を利用する。事業者は再配達を減らすこと に対し料金の割引を行う。
- 45) 市民は、買い物の取り置き、複数の店舗での買い物などにまとめ配送サービスを活用する。事業者は、市民が利用しやすいサービスを提供する。

【投票結果】 (n=38)



B. 住まいとエネルギー分野における提案

- 1. 住まいでの創エネ、再エネ化が進んでいるまち
 - a) 住宅への太陽光発電の設置
 - I) 市民は自宅に太陽光発電を設置する。その際、初期投資がゼロになるしくみ(PPA*'やリースなど)の活用も検討する。
 - ※I:PPA···直訳すると電力販売契約。初期投資ゼロで設備を導入する方法の一種。購入費用完済までは事業者所有で完済後に家庭などに所有が移転する。
 - 2) 市民は、リフォーム・改修の際に、点検を行い、耐震診断改修と同時に太陽光発電の設置 をセットで進める。市は、マンション管理組合に太陽光発電の設置について検討を義務 化する。行政は条例等を作り政策で支援する。
 - 3) 市民はソーラー充電式の機器(門灯、庭園灯など)の情報を得て購入を検討する。
 - 4) 国・県・市は太陽光発電設置義務化と補助金支給を同時に進める。市は太陽光発電設置の 条例をつくる。横浜市は補助金の財源を確保し、脱炭素のための税制度の創設などを検 討する。
 - 5) 市民は市・区の再エネ・省エネ・断熱などに理解ある議員を応援する。

b) 購入電力の再エネへの切り替え

- 6) 市民は自宅の購入電気を「再エネ電力」に切り替える。
- 2. 地域ぐるみで再エネ化が進んでいるまち
 - a)公共施設等への太陽光発電の設置
 - 7) 企業・団体等は青葉区内の自社の施設に太陽光発電・蓄電設備を設置する。エネルギー多 消費事業者(コンビニなどの商業施設など)は太陽光発電設置や購入電力を再エネ 100%に切り替え、施設に再エネ割合を表示する。
 - 8) 行政は、公共施設の再エネ 100%化を達成し、必要なら蓄電池も設置する。
 - 9) 国は予算を確保して、病院・高齢者施設等の床面積あたりエネルギー消費量が大きい施設 から優先的に太陽光発電・蓄電池の設置を進める政策を強化する。(災害時の電源確保 も兼ねる。)
 - 10)市は自治会の再エネや蓄電池の導入などについての施策説明会を開催する等して更にその利用を働きかける。
 - II) 市民(希望者)や地域団体は、公共施設・学校などに市民太陽光発電所(+蓄電池)の 建設に賛同し、出資する。
 - 12) 事業者・行政は、再開発を行う際、公的建物(例:藤が丘駅前の再開発、学校などの公 共施設等)の建設を脱炭素に向けたモデルケースとする。

b)新しい再エネ技術の開発・実用化

13) 国は再エネ新技術で有望なもの(薄膜太陽光発電など)を支援し、市もその実証や普及を 支援する。事業者は発電機器開発も検討する。

- 14) 行政は下水発電の可能性を調査する。風力発電の利用についてより詳細に検討する。
- 3. 住まいの省エネ・断熱が進んでいるまち
 - a) 住宅の断熱性能向上
 - 15)市民は自宅の断熱を進める(窓断熱、DIYなど)。断熱は熱の出入りの大きい「窓」 「床」から見直す。
 - 16) 市民は、リフォームの際、耐震診断とあわせて断熱診断を行い断熱性能が低いことがわ かれば断熱改修を行う。
 - 17)自治会や管理組合はマンションや団地をまるごと断熱化する。マンション管理組合・賃貸住宅のオーナーは、大規模修繕時に断熱改修を行う。可能なら断熱工事の共同発注でコストも下げる。公営住宅は大規模改修時あるいはそれを待たずに自治体が断熱改修を行う。
 - 18) 事業者は、エコマンション(高水準断熱、LED・省エネ機器が入り、太陽光発電が導入 されるなどしたマンション)の建設に取り組み、市は建設を推進し、エコマンションや エコ住宅への移転を支援する。
 - 19)市は賃貸住宅の持ち主や不動産業など仲介業者に対し賃貸住宅の断熱等級^{*2}など省エネ性能ラベル^{*3}表示、再エネ設備の設置状況の表示と契約時の説明を義務化する。
 - ※2:断熱等級・・・住宅の断熱性能レベルを表す国土交通省の基準。等級 4 は 2025 年から新築住宅の規制水準でこれ以下の新築は禁止される。等級 5 は「ゼロエミッション住宅」相当。等級 6 は欧州で規制化されている断熱基準に近い断熱水準で、先の等級 4 ではこれに比較して熱が約2倍、等級 5 は 1.5 倍も窓・床・壁・天井から逃げてしまう。
 - ※3:省エネ性能ラベル・・・住宅と非住宅建築物の断熱性能レベル、建物への再エネ(主に太陽光発電)設置を表すラベル。2024 年 4 月に新築建築物への建築事業者の「努力義務」として制度化された。ただし、不動産業者には努力義務も課されていない。
 - 20) 市は新築と賃貸建築物について断熱性能基準を定め、低断熱の住宅や建築物の販売や賃貸を禁止する。また、規制を満たす中で低断熱に位置する住宅の固定資産税を増税、高断熱は減税し対策を促す。
 - 21) 市は、建築条例を制定し、住宅新築時には最低でも断熱等級6以上を施主・住宅所有者 および施工事業者に対して義務化する。市は施主・住宅所有者に対し断熱対策および費 用対効果の情報を提供するとともに必要なら支援政策を導入する。
 - 22)市・区、NPO 等は連携して、断熱診断士の調査サービスを市民に対して提供する。
 - 23) 行政は省エネ・再エネのわかりやすく使いやすい補助金をつくる。市は補助金の財源を 確保し、脱炭素のための税制度の創設などを検討する。
 - b) 家電の買い替えや管理を通じた省エネの推進
 - 24) 市民は、冷蔵庫、エアコン、照明の LED 化など省エネ性能の高いものに買い替える。
 - 25) 市民は自宅の電力消費が見える HEMS(ホーム・エナジー・マネジメント・システム) や省エネナビを設置し、電力の使用量を見える化し、省エネに努める。事業者は、管理・所有する建物に BEMS(ビルディング・エナジー・マネジメント・システム)を導入し省エネに努める。
 - 26) 事業者は省エネ性能の低い家電製品を下取りして、省エネ性能の高い製品への買い替え

を促す。

27) 事業者は省エネ家電をサブスク(リースの一種。10年よりも使用期間が短い学生むけ、 転勤者むけなど)で提供し、行政はそれを推進する。

4. 地域の省エネ・断熱が進んでいるまち

a) まちぐるみの省エネ推進

- 28) 市民は商業施設などの節電・省エネの取り組みを応援する。(家電量販店やコンビニなどの照明照度低下、家電量販店のテレビ売り場の工夫、ライトアップのような装飾照明の工夫などを含む。)
- 29) 市の建築局は、現在進めている建築家、設計士への説明義務化と合わせて、地元工務店 に対して省エネ性能の高い建築の価値とその技術についての研修を実施する。
- 30) 市は、国の各種補助金をコンサル的な立場で賃貸住宅のオーナーに提案する。
- 31) まちの電気屋さんは創エネ・再エネの診断サービスを行う。
- 32) 行政は学校をモデルとして、断熱空間の快適さを市民に実感してもらう。

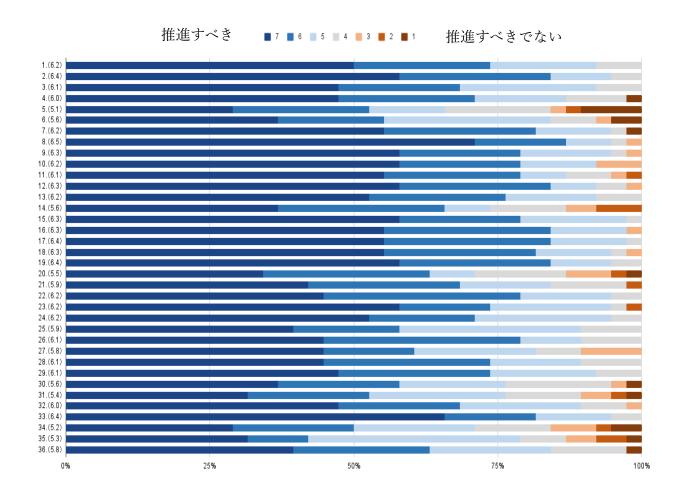
5.横断的な取組み

- a) 脱炭素推進のためのしくみづくり
 - 33) 市民・地域主体(地域団体、NPO等)・事業者・行政は一体となって青葉区を「脱炭素」 「快適」「健康」のモデル地域にする。また、市は対策を支援する。
 - 34) 国・市は、再エネ・省エネ・断熱などを促進させるために化石燃料に炭素税をかける。

b) 普及促進や学習機会の拡充

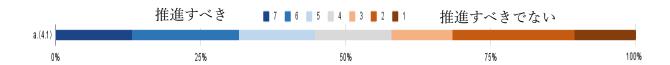
- 35) 市民は、太陽光発電設置や再エネ切り替え、省エネ・断熱などを実践したら、どのくらい節約できたか友人知人に話したり、学習会での事例発表、見学会の場所の提供等、できるだけ地域で結果を共有していく。また、断熱改修等した市民は、家をモデルハウスとして他の市民が空間の快適体験をするのを助ける。
- 36) 市民やマンション管理組合・自治会などは、太陽光発電導入・省エネ・断熱などについての学習会を開催する。

【投票結果】 (n=38)



※参考:投票の結果、過半数の支持を得られなかった提案(|件)

a) 市・区は地域の事業者や NPO 等と連携して省エネや再エネ・省エネ・断熱などに無関心な人を訪問して説明する。



C. 消費とライフスタイル分野における提案

- CO₂をできるだけ出さない食生活ができるまち
 - a) 旬および近場の食材を選ぶ
 - 1)市民はなるべく地元の野菜や旬の食材を食べる。
 - 2) 市民は、菜園の野菜が売れるマルシェやカフェなど、人が集まる場所をつくり、そのような場所を知り利用する。また、市・区は今あるものを含め、マルシェ・カフェなどの名前・場所を情報提供する。
 - 3)スーパーは生鮮品をできるだけ近くで仕入れ、積極的に地元野菜コーナーを作る。
 - 4) スーパー・コンビニなどは移動式販売を増やす。
 - 5) 市・区は農家の直売所をつくる。 (無人販売を含む。)
 - 6) 市・区は地元野菜購入にポイントをつける。

b) 食品ロスの削減

- 7) 市民は買い物の際、チェックシートなどを活用して無駄な買い物をしないようにする。
- 8) スーパー、コンビニ、メーカーなどは、食品を必要とするところ(フードバンクや子ど も食堂など)に譲渡する仕組みを作る。
- 9)スーパー・コンビニなどは賞味期限が近いものを安く販売し、食品ロスが出ないようにする。

c) CO₂排出が少ない食生活への転換

- 10)市民は肉以外のたんぱく質として、昔からある国産大豆を使ったメニュー(豆腐、納豆、厚揚げなど)を意識して取り入れる。
- 11) 温室効果ガスの排出が少ない食材でつくった学校給食の日を設ける。
- 12) 市民は肉を食べるなら、可能な限り県産・国産のものを選ぶ。

2. 食と農の循環が見えるまち

- a) 青葉区内で循環できる家庭菜園・市民農園の推進
 - 13) 市民・区・企業は連携して、青葉区内で循環できる家庭菜園・市民農園の仕組みを作り、市民はその仕組みに積極的に参加する。
 - 14) 市民は青葉区で循環できる家庭菜園・市民農園づくりのグループを作る。
 - 15)市・区は空き地を活用し市民農園にする。企業は空きスペースがあれば市民農園として 提供する。
 - 16) 市内の農家は(市民向けに)野菜の苗などを販売する。
 - 17) 区は、市民講座で、青葉区で循環できる家庭菜園の基礎を学ぶ場を提供する。また、 市・区は家庭菜園を相談できる場所をつくり、アドバイザーを置く。

b)生ごみの再資源化

- 18) 市民はコンポストを利用して家庭菜園の肥料にする、もしくは農園に使ってもらう。市民の取組みを推進するため、市・区はコンポストに補助金を出す、集合住宅にコンポストを設置する、市民が作ったたい肥を農家や市民農園利用者などで生かす仕組みを作る、などに取組む。
- 19) 市・区はてんぷら油を回収し、バイオエネルギーの原料として活用する。
- 20)市・区は、家庭・スーパーなどで出る野菜ごみなどをたい肥化するステーションを作る。

3. CO₂をできるだけ出さない商品選択ができるまち

- a)カーボンフットプリント※4の小さな商品の購入
 - 21) 市・区はカーボンフットプリントの仕組み(企業もまだ試行錯誤中であることも含め) を市民が知る・学ぶ機会を作り、市民はカーボンフットプリントを学ぶ機会に参加す る。
 - 22)市民はカーボンフットプリントが少ない商品(グリーンエネルギーで作った商品、リサイクル材を使った商品、容器包装を減らした商品など)を選ぶ。
 - 23)企業はグリーンエネルギーで商品を作り、表示する。
 - ※4:カーボンフットプリント・・・食品や日用品などについて、原料調達から製造・流通・販売・使用・廃棄の全過程を通じて排出される温室効果ガス量を CO₂に換算し数値化したもの。

b) リユース・リペアの促進

- 24) 市民はいいものを買って、修理したり、リユースしたりしながら、長く使う。
- 25)市民や地域団体はフリーマーケットを企画・運営する。フリーマーケットの場所は、 市・区が提供する。
- 26) 市民は(生活用品や衣服などが)「区内で循環している場」を利用する。区は青葉区の中で(衣服や生活用品などを)回すリユースやリペアなどの取組みを PR・周知する。

c) 低炭素な商品の普及啓発

27) 市・区は低炭素な商品についての PR マンガを作る、講習会を開くなど、知識を普及する。

4. 資源を大切に使い、ごみの発生が少ないまち

- a) 使い捨てプラスチックの削減
 - 28) 市民はマイバッグ、マイ箸、マイボトル、マイ食器を使い、使い捨ての容器などの使用を減らす。
 - 29) 市・区は給水スポットの設置や飲料の自動販売機の削減、使い捨てプラスチック削減に 取組むお店や場所に「青葉マーク」をつけるなどの支援をする。
 - 30) メーカーは必要最小限な包装を基本とし、追加的な包装はそのコストを上乗せする(有料化する)。また、詰め替え用商品を増やす。
 - 31) スーパーは生鮮品のトレイ・ラップなどを減らす、野菜は量り売りにする、などに取組

む。

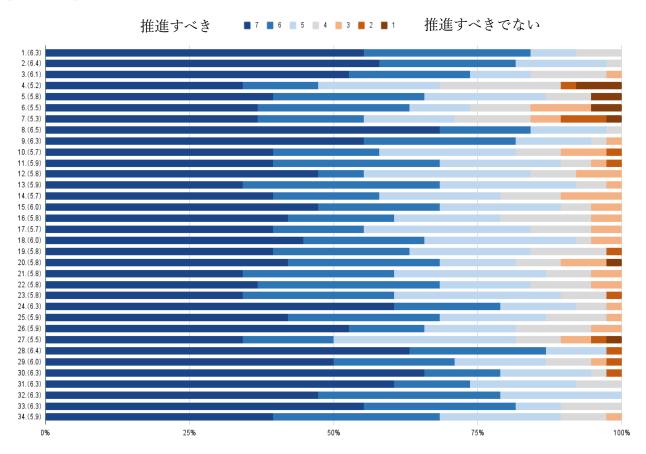
b)ごみの再資源化

32) 市民はごみの現状に興味を持ち、分別回収に協力する。その実現に向け、市・区はごみのリサイクルの現状や課題、何がリサイクル可能かなどをもっと市民に説明し、(リサイクルの質をもっと向上させるために)ごみの分別回収を細分化する。また、その結果についても市民に説明する。

5. 横断的な取組み

- 33) 区は、地元の食材やリユース品が購入でき、かつコンポストや廃油なども持ち込める、 地域の中で循環を支える場所として「まちの駅」をつくる。(「まちの駅」はグループ ワークの中で出されたアイデア。「道の駅」の小型版で、空き店舗や JA、地区センタ ーなどに併設する形も考えられる。)
- 34) 市民の食生活・消費活動の変化を促進するため、知識の共有やインセンティブの付与を進める。

【投票結果】(n=38)



D. 知識・情報分野における提案

1. 脱炭素教育が進んでいるまち

a) 学校における取組み

- I) 学校は、脱炭素について考えるカリキュラムを積極的に取り入れる。その際、家族や地域の大人たちにも知識や情報を届けるために、子どもから大人たちに脱炭素について話す宿題を出してもらう。
- 2) 小・中・高校と大学が連携して、大学生が、小・中・高校で授業をしたり、一緒に脱炭素に取組んだりする教育活動を実施する。
- 3) 脱炭素に取組む活動団体は、出張授業などを実施する。
- 4) 学校教育では、現在の自然環境への温暖化の影響を勉強する。その際、読書感想文や視聴覚教材などを利用し、温暖化について考える。

b) 地域のさまざまな主体による取組み

- 5) 事業者や行政は、自然体験やクイズ形式のまち歩きイベントなどを通じて、脱炭素について学べる場や機会をつくる。
- 6) 大人は、環境改善や脱炭素を促進する政治のあり方について子どもたちと共に考える。
- 7) 市や NPO、町内会、地域の脱炭素の取組みに関係する事業者などは、移動手段やまちの 脱炭素化に関する学習会の開催や先進地域の事例を知る機会を提供する。市民はそれを 学ぶ。

2. 脱炭素を進める情報提供・相談拠点があるまち

8) 市・区や事業者は、市民グループや市民が、気候変動問題や脱炭素などについて相談したり活動したりする際に活用できる場を提供する。(青葉区におけるコミュニティハウス *5 や自治会館など。)

※5:コミュニティハウス・・・幼児から高齢者まで、誰でも無料で利用できる、小・中学校の施設を活用した施設。地域住民のグループ活動などに利用できる研修室や和室、市民図書室などがある。

- 9) 行政・NPO・事業者などは、市民が脱炭素について中立的な専門家に相談できる場としての情報センターや相談窓口を設置し、市民のニーズに合わせた診断・アドバイス・体験機会を提供したり、簡単に実行できるような取組みを提案する。
- 10) 市・区・民間事業者などが脱炭素まちづくり事業を実施する際に、市民が参画したり市 民の声を吸い上げる取組み(場の提供、情報、意見交換の機会など)を実施する。
- 11) 行政等は、情報提供にあたっては、海外の実践の好事例や反省点も踏まえて情報提供の あり方を検討する。

3. 脱炭素情報がよく PR されているまち

a)様々なメディアを通して PR

- 12) 市民、NPO、町内会、行政、事業者は連携して、脱炭素についての情報が適切に届くよう、様々なツールや媒体を活用して発信する。(SNS・YouTube・アプリなどのデジタルツール、ポスター・パンフレットなどの紙媒体、回覧板・広報誌・区報・区民・向けメールマガジンなどの地域に根ざした媒体、交通広告、ごみ収集車を使ったラッピング広告、有名人の起用など。)
- 13) 区は、区民向け脱炭素アプリを作り、情報発信(区のデータや取組み)、行政サービス、地域特典、ロコミ投稿などの機能を盛り込み、アプリを運用、管理する部署や人材の確保をする。

b) イベントを通して PR

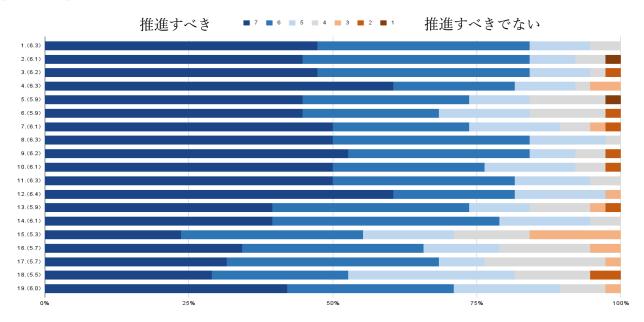
- 14) 大学・事業者・地域団体は、マルシェやイベントを通じて情報が広がる活動を行う。
- 15) 区は脱炭素アクションのコンテストを開催する。
- 16) 区は、市民の脱炭素行動を促進するために、青葉区の脱炭素月間・週間を設置する。

4. 脱炭素につながる目標が見える化されている

a)目標と達成率の見える化

- 17) 市は、脱炭素の目標と進捗を見える化し、市民も一緒に取組めるようにする。例えば、 脱炭素目標の達成率がわかるロゴ(赤・黄・青など)を作り、市・区内各所の商業・公 共施設などに掲示してもらう。
- 18) 市・区は、世帯ごとに目標設定や達成に向けたアクションを促すアプリなどのツールの 活用を促進する。市民は、市・区、事業者が作成したアプリを利用する。
- 19)市・区は、脱炭素への取組みの目標に加え、市民の認知度・理解度についても目標として掲げ、進捗状況をトラッキングする。

【投票結果】(n=38)



Ⅲ. 田園都市青葉・気候市民会議の概要

「田園都市青葉・気候市民会議」は、神奈川県の 2023 年度施策「若年者・地域向け脱炭素普及啓発業務」の一環として企画されました。しかし、準備段階で時間を要する結果となり、会議が開催されたのが 2023 年 11 月で終了が 2024 年5月、すなわち年度をまたがった市民会議となりました。このため 2023 年度は神奈川県事業として、2024 年度は県事業を引き継いで民間主導による事業として実施しました¹。

脱炭素社会づくりは、多くの分野・セクターが関わる非常に広い裾野を持った課題であり、地域に 根差した取組みが重要であることから、本市民会議は神奈川県事業受託団体である環境政策対話 研究所(IDEP)と、横浜市の脱炭素の取組み推進をミッションとする横浜市地球温暖化対策推進協 議会との共同で取組むこととしました。また、多様で異なる考え方も受容れた議論を必要とすることか ら、市民会議を公平・公正に運営していくことが何よりも重要であるとの考え方の下に、「田園都市青 葉・気候市民会議 運営委員会」を設置し、企画段階から、会議の進行、そして会議のとりまとめの段 階まで、この運営委員会の運営の下に市民会議を進めていきました。

1. 主催等

主催:横浜市地球温暖化対策推進協議会、一般社団法人 環境政策対話研究所

協力: 横浜市

事務局: 横浜市地球温暖化対策推進協議会、一般社団法人 環境政策対話研究所

運営委員会:市民会議に関わる重要事項を協議決定し、会議を円滑に進行していくことを目的として

設置。専門家、研究機関、地域の市民組織・団体等で構成。

「田園都市青葉·気候市民会議」運営委員会名簿(敬称略) 五十音順(※ 青葉区在住者)

| | 氏 名 | 所 属 |
|---------|--|---|
| 委員長 委 員 | 松下 和夫 ※ 大池 玲奈 ※ 奥村 令子 梶原 成元 ※ 厳 網林 | 京都大学 名誉教授 横浜北生活クラブ生活協同組合 理事長 東急総合研究所 主任研究員 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 理事長 慶應義塾大学 環境情報学部教授 |
| | 葉石 真澄 ※ | 一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ副理事長 |
| 主催者委員 | | 横浜市地球温暖化対策推進協議会 副会長 横浜市地球温暖化対策推進協議会 副会長 |
| | 村上千里 | 一般社団法人環境政策対話研究所 理事 |
| | 柳下 正治 | 一般社団法人環境政策対話研究所 代表理事 |

¹ 本事業は、2023 年度内においては神奈川県から環境政策対話研究所(IDEP)・IGES 共同事業体への委託事業の一部として実施されました。また、2024 年 4 月以降は、IDEP への個人会員からの寄付金を活用するとともに、IGES の研究協力を得ることにより、必要資金を賄い実施されました。

2. 市民会議の目的

横浜市青葉区の地域の縮図となるように人選された市民が、横浜市温暖化計画(2023.1策定)を 受け、またこれまでの取組みの成果を振返りつつ、脱炭素社会の実現を目指した市民の行動や地域社 会の取組みなどについてじっくりと話し合い、その結果を市民提案としてとりまとめることを目的とし開 催しました。市民提案は、地域における脱炭素社会の実現に向けた地域のアクションプランにつなげま す。また、横浜市に届け、更に社会に向けて発信し、地域における取組みや官民の協働の進展に結びつ けるきっかけとすることを目指しています。

3. 参加者

神奈川県からの依頼の下、横浜市が、住民基本台帳から、<u>無作為抽出によって約3000名(16歳以上80歳未満)</u>の市民を抽出しました²。神奈川県の指示の下、IDEP が抽出された約3000名に対して参加を呼びかけ、参加意思を示していただいた方の中から、<u>年齢・性別・居住区等に偏りがないように調整</u>して、最終的に51名の参加者を決定し、ミニパブリックス(青葉区の縮図)を形成しました。

| 年代 | 男性 | 女性 | 回答しない | 計 | 人口構成か ら見た人数 |
|------|---|------|-------|-----|----------------|
| 70歳代 | 3 | 2 | | 5 | 6.4 |
| 60歳代 | 3 | 4 | | 7 | 6.8 |
| 50歳代 | 3 | 5 | | 8 | 10.5 |
| 40歳代 | 4 | 6 | | 10 | 10.0 |
| 30歳代 | 3 | 4 | | 7 | 6.8 |
| 20歳代 | 3 | 6 | 1 | 10 | 7.0 |
| 16歳~ | 2 | 2 | | 4 | 3.4 |
| 計 | 21 | 29 | 1 | 51名 | |
| 人口構成 | 24.9 | 26.1 | | | |
| 備考 | ・若い世代の参加率が高く、女性の参加率が高い結果となった。 ・鶴見川を挟んで、東部の地域と西部の地域からの参加者はほぼ半々。 | | | | |

なお、市民会議は 51 名でスタートを切りましたが、開始早々の早い段階で 4 名の方がそれぞれのご都合で辞退されました。

また、会議は第 2 回までが専門家等による情報提供を中心に進行され、市民同士の意見交換や市民 提案づくりのワークは第 3 回会議から第 5 回会議に実施されました。この第 3 回以降の市民討議等に 参加された方は 39 名でした。

_

² 無作為抽出に当たっては、他の地域での経験から、若い世代の方々の返答率が低い傾向があることが判明していることから、40 歳未満の抽出率を 40 歳以上の抽出率の 3 倍に設定しました。

4. 市民会議の進行

毎回土曜もしくは日曜日 13:00-17:00 に開催

| | 日程 | 内容 | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 第丨回 | II月5日 (日) | ・顔合わせ、オリエンテーション・気候変動、脱炭素、地域情報の学習(専門家等のレクチャー、質疑応答) | | | |
| 第2回 | 12月9日 (土) | ・情報の提供・・・横浜市の施策(実行計画等) ・専門家による情報提供と質疑応答 ・グループワーク・・・暮らしを脱炭素化するための取組みと課題について | | | |
| オプショ | | ・ステークホルダーからの報告・問題提起 ・青葉・脱炭素アクションを担うアクター達との交流 行政、温暖化対策推進協議会、推進員、消費者団体、NPO、研究者等と | | | |
| 第3回 | 2月18日(日) | ・グループワーク・・・ 脱炭素で住みよい青葉づくりに向けて、A.移動、B.住まいとエネルギー、C.消 費とライフスタイル、D.知識・情報の4分野における、脱炭素青葉の実現のた めの取組みと課題について | | | |
| ž | 運営委員会・事務局において、テーマ討議の具体化に向けて「提案の素材」を準備 | | | | |
| 第4回 | 4月20日(土) | ・A.B.C.のテーマごとに、専門家による情報提供・問題提起・3つのテーマに分かれたグループ討議・・・「提案の素材」をベースに提案のブラッシュアップ、追加など | | | |
| グループ討議の結果をとりまとめ「提案の素材への第 4 回意見反映版」を作成→テーマ討議 に参加した市民による予備投票→「市民提案原案」を作成 | | | | | |
| 第5回 | 5月19日(日) | ・3テーマの「市民提案原案」および D.知識・情報に関する提案の素材について、グループ討議→全体討議で市民提案の修正方針決定・今後、市民提案の実現に向けてやってみたいことについて自由討議 | | | |
| | ・市民提案の最終調整→市民による投票→市民提案の完成(6月3日)・社会への発信、行政への提案 | | | | |

会場: 第1回:アートフォーラムあざみ野 2階セミナールーム

第2回:第4回:第5回:青葉区役所 4階会議室

第3回:プラーザホール(たまプラーザテラス)

オプション企画:スプラス青葉台

※第3回会議以降は、絞り込んだテーマを巡る市民同士での意見交換と市民提案づくりの場です。この場を生き生きしたものにするためには、青葉区の実態や課題をできるだけ盛り込んだ専門家・実務者による情報提供・問題提起が有効であると考えました。このため、市民会議開催(11月5日)に先立って、地域に造詣の深い専門家、実務者、ステークホルダー等からなる学習会を5回開催しました。学習会では情報共有した上で脱炭素青葉づくりに向けた課題や論点等を整理し、市民会議における専門家による情報提供内容と方法について検討を行い、準備しました。

5. 市民会議を支えた人々

【専門家・アドバイザー・情報提供者】

「気候変動と脱炭素」

「青葉区に関する基礎情報」

「横浜市地球温暖化対策実行計画」

「地域の脱炭素対策の技術的な可能性」

「気候変動と私たちの暮らし」

「青葉の脱炭素型暮らしの可能性」

「移動」

「住まいとエネルギー」

「消費とライフスタイル」

「知識・情報」

【ファシリテーター】

全体ファシリテーター 村上千里

グループファシリテーター稲田あや、稲田素子、大池玲奈、大江結花、大島正子、奥田結香、

【記録】 大江結花、オーバーストリート晴子、小林綾子、新海朋子

【会議運営サポート】

奥田英道、三河純子、岡安眞弓、牧野和明、浅海淳、内山幹子、田中優大、大石千尋、玄道優子、 山本かおり、奥田隆子、横浜市職員

【ベビーシッター等】

保育グループ・ママエール

アートフォーラムあざみ野・こどもの部屋

京都大学名誉教授:松下和夫

東急総合研究所: 奥村令子/東京大学: 大塚彩美

横浜市:東田建治

産業技術総合研究所:歌川学

地球環境戦略研究機関:渡部厚志

慶應義塾大学:厳網林

環境政策対話研究所:柳下正治/奥村令子/浅海淳

東京大学:前真之/歌川学/

小林悠、鈴木優子、野口真誉、葉石真澄、三浦紀子、山口泰暉

横浜市地球温暖化対策推進協議会: 佐藤一子

厳網林/廃棄物·3R研究財団:梶原成元/

横浜北生活クラブ生活協同組合:大池玲奈

松下和夫/佐藤一子

【参考】 オプション企画―青葉区から発信する脱炭素チャレンジの芽― 2024年1月21日 13:30~16:30 スプラス青葉台にて

1. 話題提供「ペロブスカイト太陽光発電の開発の現状と可能性」

桐蔭横浜大学大学院工学研究科教授 池上和志

- 2. 脱炭素あおばに向けたチャレンジの報告
 - (1) 食をつくる・選ぶ・たすけあう 生活クラブ生活協同組合神奈川 佐野めぐみ
 - (2) 東急の地域連携でのまちづくり (株) 東急総合研究所

奥村令子

(3) 集合住宅での脱炭素チャレンジー断熱強化などー

(一社)団地の暮らしの共創 小柴健一

(4) 地域で省エネや太陽光発電を推進する可能性は?

横浜市地球温暖化対策推進協議会 佐藤一子

(5) 地域コミュニティを育む場

(一社)ソーシャルコーディネートかながわ 葉石真澄

(株) RINNE、(一社)Women Help Women 西田治子

- 3. テーマごとの意見交換
- 4. 報告

問い合わせ先

一般社団法人 環境政策対話研究所

住 所: 〒215-0021 川崎市麻生区上麻生 3-12-11 エスケーハイツ 103

電 話: 044-387-0116 メール: office@inst-dep.com

ホームページ: https://inst-dep.com

担 当 : 奥田英道·三河純子

横浜市地球温暖化対策推進協議会

住 所 : 〒231-0004 横浜市中区元浜町 4 丁目 32 番地 県民共済馬車道ビル 8 階

電 話: 090-1206-6370 メール: sato@ontaikyo.org

ホームページ: https://www3.hp-ez.com/hp/npo2017

Facebook: https://www.facebook.com/yokohama.ontaikyo/

担 当 : 佐藤一子